

小牧市健康経営優良法人認定取得支援補助金交付要綱

〔 令和 6 年 3 月 2 9 日 〕
〔 5 小健第 1 8 1 8 号 〕

(通則)

第 1 条 小牧市健康経営優良法人認定取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 3 4 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、経済産業省が実施する健康経営優良法人認定（以下「健康経営優良法人認定」という。）の申請に要する経費の一部を補助することにより、市内の法人が実施する健康経営の取組を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に本社が所在する法人として健康経営優良法人認定の申請をした法人のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 他自治体も含め、過去に健康経営優良法人の認定に要する経費の補助金の交付を受けていない者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、健康経営優良法人認定に係る申請料とする。

(補助金の額)

第 5 条 市は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その額は、10,000円とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 健康経営優良法人の認定を申請したことが分かる書類の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、健康経営優良法人認定の申請をした年度の末日までに

行うものとする。

(実績報告等)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、前条第1項の申請をもって、これに代えるものとする。

2 規則第13条の規定による額の確定の通知は、規則第7条の通知をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした日から起算して30日以内に、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が規則若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すものとし、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年8小健第94号)

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。